

弘前市介護福祉施設等安全対策事業費補助金のご案内

安全で継続的な福祉サービスの提供体制を維持することを目的として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う介護福祉施設及び障がい福祉関連施設を運営する法人に対して補助金を交付します。

※要件がありますので、要綱及びQ&A集もご確認ください。

1 対象となる事業者

市内の介護福祉施設及び障がい福祉関連施設を運営する法人



2 対象となる事業及び内容

令和2年度中に実施する以下の事業です。ただし、国や県等から補助金等の交付を受けることができる場合は対象となりません。なお、対象経費については消費税及び地方消費税を含まない額で申請いただきます。

(1) 新型コロナウイルス感染症感染防止安全対策事業（補助率：10/10）



新型コロナウイルス感染症対策のための備品、消耗品等の購入等を行う事業

(例) 空気清浄機

洗面所等の蛇口を自動水栓にする



面会時の安全対策として使用するアクリル板やタブレット など



(2) 介護福祉施設等職員感染予防事業（1日あたり上限6,000円）

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として予防的にホテル等の市内の宿泊施設に宿泊させる事業

3 補助金額

上記2の事業の区分(1)及び(2)から算出される額の合計額又は300,000円のいずれか少ない額です。

補助金額の計算は、施設ごとに行います。

4 申込手続き

補助金の交付を希望する法人は、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）、実績報告書（様式第2号）、補助対象経費の支払実績を証明するものの写しをご提出ください。

※事前に活用希望の意向調査を行います。

※申請者は運営法人となります。

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

5 問い合わせ・申込先

○介護福祉施設のみを運営する法人

→福祉部介護福祉課 電話 0172-40-7099

○障がい福祉関連施設のみまたは介護福祉施設及び障がい福祉関連施設を運営する法人

→福祉部障がい福祉課 電話 0172-40-7122

